

庶務事務支援員（会計年度任用職員）の職務内容及び主な勤務条件

項目	内 容
職 名	庶務事務支援員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都教育相談センター 東京都新宿区北新宿4-6-1
職務内容	(1) 職員の出退勤、勤務時間、休暇、旅行命令等の服務管理に係る事務 (2) 職員の給与・手当、福利厚生等に係る事務 (3) 報償費・旅費等に係る事務 (4) 物品管理、購入等の事務 (5) 窓口・電話対応及び郵便物等の処理 (6) その他、上司から指示を受けた業務
勤務日数	月16日
勤務時間	1日7時間45分(休憩時間1時間あり)とし、原則として平日の勤務とします。 勤務時間は、次の①又は②の勤務とします。 ①(A) 8:30~17:15 ②(B) 9:00~17:45 都において2つ以上の会計年度任用職員の職に任用される場合、勤務時間は任期を通じて1週間当たり31時間以内とします。 原則、超過勤務はありませんが、業務の必要上真にやむを得ない場合に限り、超過勤務を命ずる場合があります。
休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなります、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬	月額 208,100円 (通勤手当相当額を別途支給) ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給します。 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給します。 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合があります。
福利厚生等	福利厚生：一般財団法人東京都人材支援事業団に加入します。 社会保険：地方公務員等共済組合法、介護保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、共済組合、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。 健康診断：常勤職員に準じて実施します。 公務災害：対象となります。

○ 上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。